

新潟県公民館月報

昭和35年3月1日(毎月1回1日発行)
 発行所 新潟県公民館連絡協議会
 (新潟市寄居町・越後自治会館内)
 発行人 丸山直一郎
 (定価 一部 六円)
 3月号 (85号)

交付税の算定基準引上げ

明年度の増は約六百市町村

すなわち、現在地方交付税に置けるのが正方を強く要望して
 いて措置されている公民館職員にいたるところ、人口三千以下の地方
 要する経費は三千二百人、文部団体には一名ずつの増員が認めら
 れることになった模様である。これによると約六百の市町村が該当
 するものとみられ、金額は約一億
 円となる見込である。なお人口三
 万未満のものにたいしては、三十
 六年度に措置することになった模
 様である。

全公連速報

公民館の当面する
 三大懸案事項の①補
 助の増額 ②交付税
 の引上げ ③産別
 の増額のうち、補
 助金については明年
 度約三千万円の増額
 が認められたことは
 既報のとおりであ
 る。第二の交付税に
 ついては、さきさ
 から文部省と自治庁との間で教次
 にわたって交渉が続けられていた
 が、このほどようやく算定基準引
 上げの話がまとまった。

主事会結成を決議

第四回幹事会終了

二月二十三日長岡市厚生会館に、若草の自己責任を加え、さきさ
 において行われた本年度最後の幹事会(総務会)のとき、公民館の万才
 会では、先日から継続審議となっ
 ていた主事会の件及び十周年記念
 誌の件について種々検討が加えら
 れた。左記のごとき決議がなされ
 た。終了後、会場を移し、長谷倉に

二月二十三日長岡市厚生会館に、若草の自己責任を加え、さきさ
 において行われた本年度最後の幹事会(総務会)のとき、公民館の万才
 会では、先日から継続審議となっ
 ていた主事会の件及び十周年記念
 誌の件について種々検討が加えら
 れた。左記のごとき決議がなされ
 た。終了後、会場を移し、長谷倉に

①主事会を結成することを満場
 一致で決議。
 ②組織は郡市単位でもつ。
 ③主事会の代表を理事会に発言で
 きるように入れられる。ただし
 派状には加わらない。
 ④主事会の会則は代表が原案をつ
 くる。⑤左の六人の世話役をそのままだ
 らせることになった模様である。こ
 れによると約六百の市町村が該当
 するものとみられ、金額は約一億
 円となる見込である。なお人口三
 万未満のものにたいしては、三十
 六年度に措置することになった模
 様である。

第六回理事会

三十五年度事業計画および予算
 について協議する第六回理事会
 は、丸山会長以下七名が出席し、
 二月九日午後一時より
 新潟市白山町天野野原旅
 館で開かれた。まず安
 沢常任理
 事より、
 全公連事
 務局長会
 議の模様について報告
 があり、ついで協議
 に入ったが、新年度は
 事務局提出の原案にこだわること
 となく、充分討議をつくりたいと
 重点的な事業および予算を編成す

基準に近づけるため努力

二、職員講習会は、新しい職員
 のためのものと、古い職員のため
 のもの二本立てを行なう。
 三、設置、運営基準のできたこの
 機会に、理事三名くらいで市町
 村の理事者および地教委に対し
 館長、主事の増員等についての
 懇談をする。

①新規の職員のための研修(例年
 二、職員講習会は、新しい職員
 のためのものと、古い職員のため
 のもの二本立てを行なう。
 三、設置、運営基準のできたこの
 機会に、理事三名くらいで市町
 村の理事者および地教委に対し
 館長、主事の増員等についての
 懇談をする。

①新規の職員のための研修(例年
 二、職員講習会は、新しい職員
 のためのものと、古い職員のため
 のもの二本立てを行なう。
 三、設置、運営基準のできたこの
 機会に、理事三名くらいで市町
 村の理事者および地教委に対し
 館長、主事の増員等についての
 懇談をする。

①新規の職員のための研修(例年
 二、職員講習会は、新しい職員
 のためのものと、古い職員のため
 のもの二本立てを行なう。
 三、設置、運営基準のできたこの
 機会に、理事三名くらいで市町
 村の理事者および地教委に対し
 館長、主事の増員等についての
 懇談をする。

①新規の職員のための研修(例年
 二、職員講習会は、新しい職員
 のためのものと、古い職員のため
 のもの二本立てを行なう。
 三、設置、運営基準のできたこの
 機会に、理事三名くらいで市町
 村の理事者および地教委に対し
 館長、主事の増員等についての
 懇談をする。

①新規の職員のための研修(例年
 二、職員講習会は、新しい職員
 のためのものと、古い職員のため
 のもの二本立てを行なう。
 三、設置、運営基準のできたこの
 機会に、理事三名くらいで市町
 村の理事者および地教委に対し
 館長、主事の増員等についての
 懇談をする。

公民館基準研究集会

とき 三月二十二日正午一四時
 ところ 新潟県婦人会館(県庁裏)
 本紙二月号に発表した「公
 民館の設置及び運営に関する
 基準」及び本号別項の「基準
 の取扱いについて」(文教委
 第五十四号)の詳細について
 研究する集会です。
 講師は文部事務官 中島俊
 教先生。
 多数の参加を期待しており
 ます。なお本紙二、三月号を
 御持参ください。

3月号の目次

広報コンクール、編集委員会	2 P
今後の社会教育(小杉次郎)	3 P
公民館基準の取扱いを通過	4・5 P
公民館運営演習解説表	6・7 P
家族集会展開への提言(滝原健)	7 P
題字、北村一男・カント小柳耕田	
表にすいせんする。	
梅山八十二	(上題)
杉野 哲次	(上題)
水橋 忠治	(中題)
飯浜 一郎	(中題)
高橋伊知	(下題)
伊藤 茂治	(下題)
二、記念誌について	
別項の編集委員会の決定事項	
を報告し、協力をお願いする	
ことになった。	

われわれをして現在あらためて
 いるものは、伝統の強い影響力で
 す。……伝統を軽べつすることは
 バカけているでしょう。しかし、
 人間の諸關係がわれに改善される
 べきものであるとすれば、われわ
 れの自意識や知性が成長するにつ
 れて、われわれは伝統を制御し、
 それに対して批判的な態度をとる
 はじめねばなりません。受け入れ
 られている伝統の中で、なにがわ
 れわれの運命と尊厳にとって有益
 であるか、われわれはこれを知る
 ことにとめるべきで、それによ
 り、お互いの生活を形成して
 ゆかぬばなりません。
 【晩年に想うよ】

公民館基準の取扱いを通達

都道府県教委において 実情に適応した基準を設定

本県に告示された「公民館の設置及び運営に関する基準」については二月号に全文を掲載したが、このほど石基連に対する取扱いについて次のとおり通達があった。これによると、本県の公民館基準は一応の努力目標を示したものであり、実際の「基準」は県教委で作成、設定することになるので、かなり具体的に弾力性のある「基準」となることが予想される。

なお、これについての研究会が県教委の開催である三月二十三日「県青年の家」で開催されることになっている。

「公民館の設置及び運営に関する基準」取扱いについて
 本県に告示された「公民館の設置及び運営に関する基準」(昭和三十四年文部省告示第九八号)は二月二日付で送付いたしました。この基準の取扱いにあたっては別紙の各事項を十分留意の上、周知徹底をはかり、基準施行に遺憾のないよう適切な指導をお願いします。

1、趣旨

この基準は、現段階において公民館の事業の達成と遂行に十分な必要とする内容を示したもので、理想的水準を規定したものではありません。したがって設置者は、その設置する公民館の内外が、この基準に達するように計画を立てて、その実施に努めることとすべきであり、すなわち水

準の向上を図ることに努められたい。なお、都道府県の教育委員会はこの基準に基いて都道府県の実情に適合した基準を設定し、適切な指導援助を行うなど具体的に有効な措置を講ぜられたい。

2、公民館の対象区域

(1) 公民館は市町村その他一定区域内の住民に対してその事業のしんを企画しなければならぬ。そのため、基準に示したもののほか集約の形態、生活様式産業構造などの諸条件を十分考慮して事業の主たる対象となる区域を定め住民の利用度を高めるとともにその便宜を図る必要がある。公民館の事業の主たる対象となる区域については、一般的にいえば市においては中学校の通学区域、町村においては小学校の通学区域を考慮することが実態に即すると思われるが、市町村地帯などについては小学校の通学区域とし、市街地などについては人口密度ないし利用者数に応じて中学校の通学区域より狭い区域とするなど他の諸条件をも勘案し実情に即して定めることが望ましい。なお、いままでの公民館活動の実績によれば、公民館を中心として対象区域の面積が一六平方キロメートル以内の場合に利用上の効果が最も高くなっている。

(2) 新市町村建設などに当り、公民館の統廃合が行われる場合には、住民の利用上の便宜をそえない公民館活動の進展を妨げるような統廃合は行わないよう十分に留意されたい。

3、公民館の施設

(1) 設置者は、公民館の事業および住民の要望に即して専ら公民館の用に供する施設を転用する場合には必要な増設費、補修等を計り、公民館の活動に適應するようにされたい。

(2) 公民館の施設の内容は、各種の教育活動のできるもので、少なくとも基準に示されているようなものでなければならぬ。なお、基準第三条第二項各号の括弧内は必ずしも代表的な施設の例示であって、例えば「講堂または会議室」は、講堂または会議室のいずれか一つがあればよいことを意味したものでない。

(3) 資料の保管およびその利用に必要な施設としては、図書室、展覧室資料室を意味し、図書、雑誌、図表、絵画、実物、模型、標本等を展示し、保管する施設をいう。「児童室」とは、主として児童用の資料を整備して児童の利用に供するものをいう。児童に必要な施設とは、青年学級、婦人学級、各種の定期講座等の開設とこれに伴う実験実習等に必要な施設をいう。

(4) 公民館の事業の遂行に最低必要とみなされる専用の面積は三〇〇平方メートル以上であるが利用者の増大等に応じて面積を拡大することが望ましい。なおこの最低の面積によって基準に示されている必要な施設を備えようとする場合には、例えば地下を展示場とし、図書室と児童室を兼ねさせ、講堂を間仕切りすることによって講堂として使えるようにするなど設計に十分工夫されたい。また講堂の面積については地域の人口数を対象として定めることが適当と認められるが、近くに学校の講堂、公会堂、体育館等の施設がある場合にはそれらの利用状況、設備状況などを勘案してその面積を定めるようにされたい。

4、公民館の設備

(1) 公民館は各種の必要な施設を備えるとともに、基準に例示されている設備を充実するように努めなければならない。ただし実験実習に關する器材器具、体育及びリクリエーションに關する器材器具その他の設備および、各種の設備の数量については、地域の実情、公民館の施設の内容ならびに公民館の事業に即して充実をはかることが必要である。

5、連絡等にあたる公民館

(2) 基準第四条第四号のうち「その他の資料」とは、郷土資料・実物・模型・参考品等をいう。

市町村内に公民館が二以上ありその何れもが市町村の一定地域を対象とする場合には、そのうちの二に、その公民館の事業に加えて展覧会・講習会その他市町村の全地域におよぶ規模の大きな事業・色刷ポスターあるいは教材映画の製作など特殊な設備と技術を要し、個々の公民館で処理することが不適当と認められる事業その他公民館の事業の実施に相互の連絡調整を必要とする事項について主としてその処理に当らせ、市町村における公民館活動の充実と効果の増大に努められたい。

なお、連絡調整にあたる公民館が上記の事業に應ずるためにはその施設ならびに設備についておおよそ次のような配慮が必要である。

(イ) 建物の面積は講堂を除いて三〇〇平方メートル以上とし、講堂については、市町村の学校の講堂、公会堂、体育館など利用可能な施設の状態を勘案し市町村全体の人口数に即した規模のものを設けること。

(ロ) 設備は、基準第四条に示すもののほか、図書・資料・視聴覚教材・搬出できる各種の実験実習用具等公民館において共通利用できる。

三月予定行事

- 一日 刀剣審査会(新井田市)
- 二日 (農社教課関係)
- 三日 県教委定例会
- 四日 文部省調査員来県
- 五日 指導委員会
- 六日 指導委員会
- 七日 指導委員会
- 八日 指導委員会
- 九日 文化財調査審議委員会(青年の家)
- 十日 文化財調査審議委員会(青年の家)
- 十一日 市町村内に公民館が二以上ありその何れもが市町村の一定地域を対象とする場合には、そのうちの二に、その公民館の事業に加えて展覧会・講習会その他市町村の全地域におよぶ規模の大きな事業・色刷ポスターあるいは教材映画の製作など特殊な設備と技術を要し、個々の公民館で処理することが不適当と認められる事業その他公民館の事業の実施に相互の連絡調整を必要とする事項について主としてその処理に当らせ、市町村における公民館活動の充実と効果の増大に努められたい。
- 十二日 指導委員会
- 十三日 指導委員会
- 十四日 第二回新生活運動大会(新潟市公会堂)
- 十五日 第二回新生活運動大会(新潟市公会堂)
- 十六日 行政事務調査
- 十七日 行政事務調査
- 十八日 行政事務調査
- 十九日 行政事務調査
- 二十日 行政事務調査
- 二十一日 指導委員会
- 二十二日 公民館基準研究会(婦人会館)
- 二十三日 社会教育行政会議(青年の家)
- 二十四日 社会教育行政会議(青年の家)
- 二十五日 社会教育行政会議(青年の家)
- 二十六日 上・中・下級
- 二十七日 徐々に羊立ちのな
- 二十八日 書きかたに改める
- 二十九日 書きかたに改める
- 三十日 書きかたに改める

(前ページより)
もの、または通搬、乗組に用いられる自動車、その他個々の公民館の特性を損うことなくその各々に設置することが適当でないと思われるものを整備すること。

6、公民館運営審議会

市町村が社会教育法第 九条第一項ただし書きの規定により共通の公民館運営審議会を置く場合には、条例で共通の公民館運営審議会を置く公民館名、公民館運営審議会を共有する公民館名等を定めるものとする。また審議事項については、公民館運営審議会を共有する公民館の問題が平等に扱われるよう留意するとともに住民の意志が十分反映されるようその運営はもとより、委員の選出、任命に慎重な考慮を払うようになされたい。

7、分館

(1) 公民館の対象区域が広範囲にわたる場合等には、分館を設けるようにされたい。ここにいう「分館」とは、条例等で市町村立の公民館の分館として定め、市町村によって維持管理されるものを意味する。

(2) 分館の施設は、公民館の対象区域の状況と本館の事業との関係に応じてその面積と施設の内容及び定めることが望ましい。

なほ、いままでの実績によればすぐれた成果をあげている公民館には、いくつかの分館を設け置いているものが多く、公民館までの距離が二キロ以上に満たない場合でも分館の設置によって利用上の効率を増大している事例が数多くみられる。

8、職員

(3) 部長、町村等対象区域内に設けられた公民館類似施設の取扱については、なるべく市町村立とするよう努めることが望ましい。ただし、このことは公民館類似施設を排除することを意味するものではない。したがって、公民館は公民館類似施設に対し、その運営について必要な協力と援助を与え、対象区域内の公民館活動の普及徹底を図るとともに住民の便利に寄与するよう十分に配慮されたい。

公民館の施設、設備を有効に運用して公民館活動の成果を挙げるには専任の館長、専任の主事・その他専任の事務職員・技術職員等の職員を充てる必要があるがとくに次の事項施設の状況を勘案し市町村全体の人口数に応じた規模のものに設けること。

(1) 館長・主事は公民館運営の中心となる職員であるから、その採用に当たっては、慎重を期することほもとより、公民館の事業についての専門的知識・技術・経験を有する等必要な資質を備えた者のうちから任用するよう努めること。

(2) 都道府県の教育委員会は館長主事について十分研修できる機会を作り、市町村はこれに参加させるなど便宜を供与するよう努めること。

9、その他

以上のほかの諸点について留意されたい。

(1) 公民館の呼称
公民館の呼称は異なる内容のものをも同一の呼称を用いているなど様々で、調査等に不便なことが多いため今後は、なるべく次のようなものを用いること。

(イ) 市町村の全地域を対象区域とする公民館の場合。
○○市(市)立公民館または
○○市(市)立中央公民館
○○市(市)立○○地区公民館
ただし基準第七条の公民館は(イ)の呼称を用いてもさしつかえない。

(ロ) 分館の場合
(イ)の公民館に所属する場合
○○市(市)立公民館○○分館または
○○市(市)立中央公民館○○分館
(ロ)の公民館に所属する場合
○○市(市)立○○地区公民館○○分館
なお、従来の支館、分室等の名称はなるべく避けるようにされたい。

(ニ) (イ)の対称区域内に設けられる所謂部落等の類似施設の場合の呼称はなるべく次のようにされたい。
○○市(市)立公民館
または○○市(市)立○○地区公民館または
○○市(市)立○○町内(部落)公民館

(2) 報告
公民館を設置したときは、社会教育法第三五条によつて都道府県の教育委員会に報告しなればならないことになつてはいるが、設置当時の報告事項に変更が行われても報告しないため、事務上支障をきたしているため今後は変更の都度、報告することほもとより、次の事項の実施に關して十分に指導されたい。

(イ) 定期的に、できれば毎年四月一日現在まで公民館の設置状況(公民館名、所在地、建築物の面積、設置年月日、対象区域の面積、職員数、設備面等)に關してその変動について報告すること。

(ロ) 都道府県教育委員会は管下の公民館の報告台帳を整備し、報告事項を登録すること。

(ハ) 類似施設についても上記に準じて常に現状がわかるように努めること。

(3) 運営
公民館の運営については、次のことに留意してその利用上の効果を、増大するよう努めなければならぬ。

(イ) 公民館の事業は教育委員会の教育計画を考慮することにも公民館運営審議会の活用をはかり、できるだけ重点的、計画的に実施するようにすること。

(ロ) 事業の実施にあたっては、社会教育委員、公民館運営審議会委員、体育指導委員、その他地域内の学識経験者、団体役員等ひろく住民の協力によることに努めること。

(ハ) 同一市町村内にある公民館はもとより、他の市町村の公民館も相互に緊密な連絡を保ち、施設、設備、教材を効果的に利用するように努めるほか、図書館、博物館、学校等との連携を強化して職員の協力、資料の提供を受けることにもすすんでそれらの館外活動、校外活動に協力するなど公民館活動の充実を図るよう努めること。

水渡田公民館
落成する
工費50万、二百五平方メートル
佐渡郡金井村水渡田公民館(岩井武司館長)では、五年前から公民館新築が要望されていたが、総費五十五万円、総面積三百五十二平方メートルの立派な公民館が昨年十二月に完成し、落成式は各関係団体長も多数出席して去る一月二十日盛大におこなわれた。同館は秋田木工の設計になるもので、これからは地域社会に寄与するよう大なるものがあり、住民からも期待されている。

小川内分館発足
分館長に伊沢栄太郎氏
かねてから分館設立を望んでいた真野町小川内では、こまごまと木造二階建ての新分館の建築を始めて一月十日から発足することになり十日午前十時から開館式を行った。同部落では早くから分館設立について協議していたが場所等の関係で延び延びになっていたものが、昨年旧お堂の場所に新築することに決定して工事に立ちかかると完成した。落成式を兼ねて開館式を行つた。新分館長には伊沢栄太郎氏が発任した。新役員は任命も終つて活動を始めたが、これ以後町野町七番目の分館が発足している。

多忙のため発行が遅れました。なかばはんかしようとして努力中です。

寄贈ありがとう

- 1月20日～2月20日
- (深才公) 寺町公(ふんすい)(分次町公) (巻首年表巻 柄屋新聞
- 町公) 深才 市公) 紫雲町公民館 (松葉 佐渡時事新聞 たけのこ第八号
- より(十日 藤川市公) 新井たより (新井 福祉 NHK新聞、新潟県人
- 日町地区だばめ(兼市公) いしがわ(糸公) 松代(松代町公) 新潟社会
- 川西公) 十戸公民館(福留公) 広敷つみ(広神村公) など(名立町
- だより(上 越公民館) 日越公) たよ 民館報(高柳町公) 広敷ひるか
- 公) 上川西 公民館報せきはら(朝原公) 日民館報(浦川原村公) 高柳町公
- り(富留公) 王守川公民館(寺川公) 新生(入込原村公) 浦川原村公
- 富留公) 大日市公民館(たより(六日市 町公) 広敷がわに(川内町公)
- 黒葉公民館(長岡市黒葉公) 公) 下山西(たより(山内西公) (長岡町公) 広敷こて(小川

公民館を設置したときは、社会教育法第三五条によつて都道府県の教育委員会に報告しなればならないことになつてはいるが、設置当時の報告事項に変更が行われても報告しないため、事務上支障をきたしているため今後は変更の都度、報告することほもとより、次の事項の実施に關して十分に指導されたい。

(イ) 定期的に、できれば毎年四月一日現在まで公民館の設置状況(公民館名、所在地、建築物の面積、設置年月日、対象区域の面積、職員数、設備面等)に關してその変動について報告すること。

(ロ) 都道府県教育委員会は管下の公民館の報告台帳を整備し、報告事項を登録すること。

(ハ) 類似施設についても上記に準じて常に現状がわかるように努めること。

(3) 運営
公民館の運営については、次のことに留意してその利用上の効果を、増大するよう努めなければならぬ。

(イ) 公民館の事業は教育委員会の教育計画を考慮することにも公民館運営審議会の活用をはかり、できるだけ重点的、計画的に実施するようにすること。

(ロ) 事業の実施にあたっては、社会教育委員、公民館運営審議会委員、体育指導委員、その他地域内の学識経験者、団体役員等ひろく住民の協力によることに努めること。

(ハ) 同一市町村内にある公民館はもとより、他の市町村の公民館も相互に緊密な連絡を保ち、施設、設備、教材を効果的に利用するように努めるほか、図書館、博物館、学校等との連携を強化して職員の協力、資料の提供を受けることにもすすんでそれらの館外活動、校外活動に協力するなど公民館活動の充実を図るよう努めること。

多忙のため発行が遅れました。なかばはんかしようとして努力中です。

〔公民館運営演習〕

解説表

あなたは何点でしたか？

＝二月号を参照してください＝

二月号に発表した【公民館運営演習】設問（あなたもやってみてください）の解答を発表いたします。あなたは何点でしたが、職員講習会での解答では、全設問中満点だったのは第三問及び第十六問のみでした。御参考までに以下成績のよかった問題の順にあげてみます。（下図参照）

正解者	三十名	二十九名	二十八名	二十七名	二十六名	二十五名	二十三名	二十二名	二十一名	二十名	十八名	十六名	十四名	十一名	十名	七名	五名	四名
設問番号	⑧ ⑬	① ⑳	⑥ ⑮	⑫ ⑰	② ⑳	⑭ ㉑	⑭ ㉑	⑦ ⑲ ㉑	⑧ ㉑	⑬ ㉑	⑯ ㉑	④ ⑤	⑨	⑬ ⑮	⑩	⑫	⑪	⑭

設問番号	解答	理由（根拠）と解説
1	はい	社会教育法第25条の規定により、必ず報告しなければならない。その様式は県教育委員会規則で定められている。（参照・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条）
2	いいえ	公民館は、その設置されている区域内の全住民の実質的参加と協力支持によって運営され、全住民に平等の利益を享受することが必要であり、そのためには地理的に相隣り、相互に得る範囲内に一つずつ公民館を持つことを基盤として考える必要がある。文部省基準案によると対象範囲は、小学校区に一館とになっている。（一月現在）
3	はい	社会教育法第24条の規定により市町村は条例で設問及び管理に関する事項を定め、その細目は教育委員会規則で定める（参照・地方自治法第213条）（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条）
4	はい	公立の学校、病院等の建造物の場合と同じく、公民館の設置のために必要な建物の所有権が、市町村に属していなければならないということはない。教育委員会とその建物の所有権者とか私法上の賃貸借契約を結び、教育委員会が建物の使用権を取得してから公民館の施設として利用すること。なお、その建物が神社、仏閣の場合は、社会教育法第23条の規定に留意して、運用をあらかじめ十分に万全を期することでは、公民館の施設は市町村に属することが原則である。
5	いいえ	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条により、公民館は地方公共団体により設置され、その設置されたものは、同法第33条の規定により教育委員会が管理する。なお、管理事務の一部を公民館長に委任することができる。
6	はい	社会教育法第28条により、教育長の推せんしたものを当該市町村の教育委員会が任命する。（参照・地方公務員法第17条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第34条、教育機関の職員の任命）
7	いいえ	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条の2項により、教育長は、公民館長に事務の一部を委任することができる。 例 ① 人事に関する事項のうち傭人の任免に関すること等 ② 会計に関する事項のうち1万円以下の物品購入に関すること等 ③ 施設の管理に関する事項のうち、公民館施設の一時的な使用の許可に関すること等
8	いいえ	入場料金20円以下の場合に入場税は課されない。（入場税法第五条、施行令第3条の2、施行規則第1条）特に一般映画を上映する映画会は免税対象にならないから注意すること。免税を行う場合は、入場税法第8条及び同法別表を参照し企図すること。
9	はい	厚生省、建設省、文部省の共同通達（衛発第29号、昭25.5.8）「集会場及び各種会館その他の施設を異行場として使用する場合の法の運用について」によると公民館に異行場法が適用されると、その建物の用途は、公民館のままであるが、映画、演劇等、法適用の対象となる事業を行う場所（例えば大ホール）を異行場法に基づいて設置された県条例に示す基準に適合せしめることが必要で、適合しない場合は、月平均五日以上の興行は禁止される。なお、教材あるいはレクとして補助的に行う映画等の回数も、法に対象にならない。
10	はい	（限定条件がある）公共団体の名において行うことのできるものは、文民としての功労者、殉職者に対し、宗教的儀式を伴わない慰霊祭等を行うことのみに限られている。個人又は民間団体が文民としての功労者、殉職者に対し葬儀その他の宗教的儀式および行儀を行う場として公民館施設を貸すことは、原則として避け、他に適当な施設がない時は、例外として貸すこと。（内務次官、文部次官発「公葬等について」21.11.1文部次官、引揚援護庁次長発「戦没者の葬禁などについて」26.9.10）
11	いいえ	1. 公民館を結婚式場として住民に供するとき、すべての宗教宗派に平等であることが必要であり、その限りにおいて宗教的儀式があってもさしつかえない。 2. 公民館が主宰する結婚式には、宗教的儀式を伴わないことを原則とすべきで、宗教的儀式を伴わない新しい結婚式の形態によらなければならない。（社会教育法第23条の2）
12	いいえ	社会教育法第28条の1項により、公民館長は、教育長の推せんにより、当該市町村の教育委員会が任命する。ただし同法第2項により教育委員会は、館長の任命に関しては市町村の教育委員会、あらかじめ公民館運営審議会の意見を聞かなければならない。（参照・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第34条）
13	はい	非常勤の公民館長のうち、併合形式が委嘱又は嘱託になっているものに限って、在職のまま公職の候補者となることができる。（文部省社会教育局発、文注第208号、昭和27.9.26）（参照・公職選挙法第89条1項、3項、同施行令第90条3項3号）

(六面よりつづく)

14	いいえ	給手は、教育長の職が本務であるから、給料その他の手当は教育長としてのものを支給。なお、地方公務員法第24条第4項(重複給与の禁止)にかかわらず、教育公務員特例法第21条の規定により、教育委員会の承認があれば、兼職給といった給与の支給を受けられる。
15	いいえ	町村職員給与組合法第3条により自治庁で定めた「規程規約例第13条(給手を受ける者の範囲)」に、公民館職員は明文化されている。(参照・地方自治法第205条→地方公務員法第44条)
16	はい	
17	いいえ	社会教育法第9条の2により、社会教育主事は、教育委員会の事務局におく。
18	いいえ	(設問番号14と同じ扱いをうける)
19	いいえ	公民館活動は、常に住民の生活の実態に即して行われなければならない。そのため館長の諮問機関として、公民館運営審議会を義務設置としている。この法の趣旨から考えて、館長の諮問をおくことは違法とはいえずとも望ましくない。
20	いいえ	社会教育法第29条の規定により、必ず設置しなければならない。(参照・地方自治法第203条 第204条)
21	いいえ	社会教育法第30条により、市町村の教育委員会が委嘱する。
22	いいえ	地方自治法第203条の規定により、条例の定めるところにより、報酬および費用弁償を支給しなければならない。
23	いいえ	公民館運営審議会は、館長の諮問機関であり、職員は事業の実施にあたる機関であるから、当然この両者は区分されるべきである。
24	いいえ	公民館運営審議会を設ける理由は、地域の実情と、住民の要求に即した公民館の事業が行われるためであり、直接公民館の管理、運営の掌に当る者以外のなるべく多くの住民から意見をきこうとするものである。
25	はい	物品税法施行規則第26条(公立公民館に備えつる免供物品) 炊写機、楽器、テレビ受像機、幻灯機、ラジオ聴取材、マイクロフォン、拡音用増幅器、拡声器、印刷、節り料、テープ式磁気録音再生機、写真用フィルム、蓄音器)
26	いいえ	地方税法第489条第4項により、学校については非課税の措置がとられが、公民館はふくまれている。
27	いいえ	自治事務次官通達(昭和34.6.3)により昭和34年度より認められた。「公民館については、匡應補助金が100万円以上交付されるものであって、財政事情及び他の起債事業等を検討のうえ、財にやむを得ないと認められたもの」に限り、国庫補助に伴う地方負担額の範囲内で充当することができるものとする」と(参照・地方財政法第5条)
28	はい	日本放送協会受信料免除基準(昭和31.6.2郵政省告示826号)により、社会教育の専用に供する受信設備については放送受信料が免除される。
29	いいえ	社会教育法第35条、37条の規定どおり、直接に公民館に対しては交付できない。公民館の設置主体は市町村であり、(社会教育法第21条)公民館を設けて種々の事業を行うのは、市町村が自らの経費で行うものである。
30	はい	市町村の公民館費は「公民教育費」の中であり、公民館に名称を改めるとともに、公民館施設整備費とは実質に即しないので、31年度の「公民館費」に名称を改めるとともに、公民館施設整備費の実績を基礎として積算もれないように、適正に積算されなければならない。(参照・地方交付税法第12条)

私は訪問集会から家族集会への進展(無料相談所開設の際、私の扱ったのが十一件で、うち均分相続のからみあいが三分の二強、また昨年四月以後私の扱った佐渡南部地域の人權擁護問題は二十八件が三分の二弱でした。精神の人權擁護ではないから正式に該事件として私は取扱わず、したがって県や国の同事件集計の中からは扱われているのであるが、しかしこの種数多くの社会問題が、社会の裏面に暗いくすぶりを上げていて、これを整理せざるを得ない将来への安定社会生活の明るい将来への安定と憂慮されるのです。大抵の場合長男は学費低くかつ青年期早々から壮老年期までおやじの下働きとして苦しい農家経営維持に素外な努力を傾けてやつれ果て、次三男や二、三女は学費を見につけ、職業を得て島外に雄飛しながら、いざ父が亡くなると民法によつて均分相続を主張する当然の然り法的に当然の「場合が多いのです。これがために家庭的親族構成の異質性が当然の結果として現われ感情のゆきちがや骨肉相食むつれを生むこととなるのです。平均耕作面積が一農家あたり一町歩をそこそこ佐渡において何等分かに細分し、更に次期に細分、また細分したる、学力の低い農家長男家族がいかに苦しまざるを得ないかは明瞭でありましよう。

無料相談所開設の際、私の扱ったのが十一件で、うち均分相続のからみあいが三分の二強、また昨年四月以後私の扱った佐渡南部地域の人權擁護問題は二十八件が三分の二弱でした。精神の人權擁護ではないから正式に該事件として私は取扱わず、したがって県や国の同事件集計の中からは扱われているのであるが、しかしこの種数多くの社会問題が、社会の裏面に暗いくすぶりを上げていて、これを整理せざるを得ない将来への安定社会生活の明るい将来への安定と憂慮されるのです。大抵の場合長男は学費低くかつ青年期早々から壮老年期までおやじの下働きとして苦しい農家経営維持に素外な努力を傾けてやつれ果て、次三男や二、三女は学費を見につけ、職業を得て島外に雄飛しながら、いざ父が亡くなると民法によつて均分相続を主張する当然の然り法的に当然の「場合が多いのです。これがために家庭的親族構成の異質性が当然の結果として現われ感情のゆきちがや骨肉相食むつれを生むこととなるのです。平均耕作面積が一農家あたり一町歩をそこそこ佐渡において何等分かに細分し、更に次期に細分、また細分したる、学力の低い農家長男家族がいかに苦しまざるを得ないかは明瞭でありましよう。

家族集会展開への提言

庵原 健

あえて進展(という)を要するものでありまして、公民館教育活動をこの方向により展開してゆくべきを思ふのです。おやじはその所有する財産処分について後顧の憂いをたぢる等、これら後途の配慮は家族集会上にまづ以外は無かるう思ふのです。隣家間よりも近親間において近親の問よりも肉親間において、むくれ出したが最後いよいよよすつかしなくなるのが感情です。話し合いの必要はこうした身近な問題ほど重要な意義を帯びることを思ふのです

源原弘孝氏はその著「現代日本の政治意識」に「国民の私的日常生活を支えている唯一の拠りどころであるともいえる「家」はいまや内部においては構成員の意識の購買性のために、外部においては深刻な経済的困窮の故に、次第に安定性を失いつつある。しかも国民の個人々々は個人個人のなかにならぬ処りどころを求めずして安定性をいのである……「親情的な内部構造にあえぎながらも、これを根柢すべき法改正への積極的政治関心の燃焼を示れて、家へ家へと逃避する現代の国民意識を、著者はテラターを裏手としてこう突いているのです。これがまた佐渡の場合は前記のような家庭的親族間の異質分裂の形となつてあらわれてきたのです。現業問題からいへば、懸原説から考えても家族集会の必要性が訪問集会にむしろ優先するに値するゆえんであります。訪問集会のすばらしき実効をたえるゆえに、この提言するのです。(本会理事佐渡公連会長)

随想



新しい目標には勇敢に

産業経済と結びついた活動を

小林 辰二 郎

社会教育の場として多くの公民館の施設、職員、予て、公民館の果して算など決して満足すべき状態では、きた役割は非常に大

公民館に望む

きいものがありま

青年団、婦人会

そのほか多くの関係

団体は公民館におお

さって来たことも事

現況の公民館がこ

のままでよいかとい

いつまでも若く

梅山八十二

社会教育者は若さが必要だ。

あらゆる意味で、今でも若い気

でやっているが、私の若かりし

頃といつても十年位前にならう

か日記をみたら、こんな詩とも

文ともならぬ一言をさとの土

が目にとまった。俺も、こんな

ふるさとの土

幾年か経て、ふるさとの土を踏む

妙高な名峯の白く

青田の境に、幼かりし夢を流す

君、人の子の母となり

吾また君の父となりて

風、ひまわりまわるとして身を冷し

(直江津公民館理事)

社教夜話

最終回

〇時間を守る事
ある部落の一人の嫁さんが、山の畑へ仕事に行く時、腕時計をして行きました。ところが道すがら、〇さんの嫁さんは、かかし顔に見せるとて山へ時計で行ったんだろ

う。ほんにしゃれてきたてばさ。たちまち部落の女衆の話題になつてしまつたのです。生活を時間的に計画内にするというこの嫁さんの真い考え方の芽は完全にしりとりされてしまつたのです。時

するといいますが、年々へいまでに縮めることができず、現狀の教育行政から、はまたたくまおきりです。それに施設の整備はもちろにされてゐるが、社会教育であり、戦後公の熱心な学習と研究を望みたい、新しい公民館をつくりあげた先輩たち、このことを思つて、

あとがき



神社と寺院の改装

十日町に近代化へのうごき

いまの若い人達にモテない社会か、新しい感覚のお寺としてテビに、この両者ともに冷たい世評と世論に、あいながら、運営も民主化され、大いに地域社会に利用して、もう開放しようという。おそろしく新宗教改革の象徴を露き出した

川柳 山田凡楽(青海)
アノラック雪をおそれぬ子に育て
老いたりとおもう程で誰かこもせず
神騎また一種も風ふすまふちもなし
焼香へ珠教じゆんへりに信りられる
おしゆうとが耐族難言が軽くすみ
打てひびくそんなをきみかわし
上役とてころふれあう運まじし

好評の『社教夜話』Q氏は、中越出張所の北原社教主事でした。今日、一応終止符を打ち、改めて新しい構想を執筆して下さるそうです。

思ひ切つて改装して、見る目も鮮やかなるまで、新しい寺院形態である。建築から運営に至るまで旧来のならわしを、今も破る飛躍を遂げているという。惜しみなくその業績をたたえたい。来迎寺の保育園に、経営も苦難しながらもついに立派に使命を果たす域に達した。ついで今度禅宗智恵院が内部を及兼兼て、招待待字会を催す

「公民館訪問」もまよやく具体的になります。目標に向つてがんばりましよう。

「公民館訪問」を依頼した小柳社教主事は、お宅で御不幸がございました。このこと、原稿未着でした。× × ×